

島建会報

2015 Vol.133



年頭所感

- ② 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通
全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

建設業協会

- ⑤ 公共工事品質確保促進法に基づく発注関係事務の運用に関する指針
合同企業説明会、若手技術者等資格取得支援講習会の開催

建災防島根県支部

- ⑧ 出雲大社で安全祈願祭
労働災害発生状況
年度末労働災害防止強調月間、月間商品のご案内

平成27年度事業予定

D C プラン

- ⑪ マッチング拠出制度

建退共島根県支部

- ⑫ [Q & A]ご質問にお答えします
共済契約者の皆様へのお願い

一般社団法人 島根県建設業協会

年頭所感



受注者責務を全うしよう！

「建設産業の未来は、労働環境の改善から」

一般社団法人 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通

平成27年『きのとひつじ乙 羊』明けましておめでとうございます

島根県建設業協会、多くの皆様のご理解とご協力により、念願だった「館」新建設業会館が完成し「気持ちも新たに」スタートすることが出来ました。本当にありがとうございました。深く感謝申し上げます。

さて、ひつじ年の今年は、どんな年になるのでしょうか。

【未】ビ ミ の付く字です。

【未開、未解決、未完、未収、未熟、未成年、未知、未来 等々】

【羊】ひつじ よう 性質は温和で、常に群れを作る とありました。四字熟語を見ると、

【羊頭狗肉】羊の頭を看板に掲げながら、実際には犬の肉を売ってごまかすこと。見かけと実質が伴わないことのたとえ。

【羊質虎皮】実際は羊なのに虎の皮を被っているたとえ。外見は立派だが実質が伴わないとえ。

【未・羊】が、今年はどう進めと言っているのでしょうか。

己の未知・未熟さを自覚し、見かけ倒しだと言われないよう、謙虚さを忘れず学ぶこと。一人で行動するのではなく、仲間と協力し、助け合い、補い合い、和を持って、目標に向かって努力せよ、そうすれば素晴らしい未来がやってくる。やるべきことを、しっかりやれよ、そう教えてくれています。

新春、新年度予算の政府案が発表されました。総額は過去最大の96兆3420億円で、景気回復が遅れている地方へのアベノミクス波及を目指しながら、経済再生と財政健全化を同時に達成する予算になったとのこと。

地方活性化の目玉とし、「まち・ひと・しごと創生事業費」を新設し、1兆円を計上。島根県でも、地方版総合戦略を発表することです。本当に地方が活性化するのでしょうか、地方ごとの「知恵比べ」が始まりますが、我々建設産業界も「まち創りのプロ」として、積極的に意見提案をしていかねばなりません。

社会保障費は高齢化で膨らみ、更に1兆円増え、初めて31兆円を超えるました。防衛費は、2%増の4兆9801億円で過去最高額、安倍首相の強い思いが感じられます。

問題の公共事業費総額は、14年度当初予算から26億円増え 5兆9711億円で、災害への備えやインフラ老朽化対策を重点的に進めるとのこと。地方への支援として、「防災・安全交付金」は1.0%増の1兆947億円、通常の「社会資本整備総合交付金」は反対に1.2%減額の9018億円。老朽化対策として、道路2965億円、河川1792億円が計上されました。

皆さんご存知のように、社会資本整備の基本的な考え方として、取り組むべき課題は4つあると言われています。

①防災減災対策、②インフラ老朽化対策、③地域を支える基盤整備、④成長戦略を支える基盤整備、これら4つを、中長期的な視野に立ち、選択と集中を徹底しつつ、着実に整備を進めて行かねばなりません。

そんな視野に立って新年度予算を考えると、やはり疑問です。中長期的な社会資本整備が、この予算では見通すことが出来ませんし、これで、安全・安心な強い日本が創れるのか不安です。

建設業協会の会員の皆様、品確法、建設業法、入契法、いわゆる担い手3法が改正され、発注者責務が問われ、今春から運用指針が動き出します。「品質確保」そのための、中長期にわたる担い手の育成・確保が促進され、入札制度等が改善され、適正な利益が出るのか、いよいよスタートですが、建設産業界が生き残れるかどうかは、事業が継続され、予算が確保され、安定的・持続的に仕事があることも、もちろん大切ですが、『元は我にあり』発注者任せでなく、我々も受注者責務を果たさねばなりません。

専門団体の調査によると、①収入の低さ、②仕事のきつさ、③休日の少なさ、④作業環境の厳しさ、⑤環境イメージの悪さ、これが建設業に入職しないベストファイブだそうです（※）。

この現実を真摯に受け止め、「技術者・技能者の処遇改善」「教育訓練の充実」「建設生産システムの省力化・効率化」等々、受注者である我々が「労働環境の改善」を図り、魅力ある建設産業を目指し、皆で協力し合って頑張って行くことが大切です。

会員の皆様、「地域とともに、地域のために」頑張ってまいりますので、今年も宜しくお願ひ致します。

ありがとうございました



※（一社）建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」（平成19年3月）



地域建設業の経営安定化こそ重要

一般社団法人 全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

平成27年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、本会の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、我が国の経済は、自民党・安倍政権の安定した政権運営や「アベノミクス」効果から、行きすぎた円安に懸念はあるものの、株価は大幅に回復をみせ、長年の懸案であったデフレ経済からの脱却の兆しが見え始めています。

我々建設業界においても、東京オリンピック・パラリンピックの開催を2020年に控え、地域的な偏りはあるものの建設市場は活性化の気配を見せており、6月に国土強靭化基本法に基づく基本計画が閣議決定されたのに加え、7月には「国土のグランドデザイン2050」が策定されるなど、我々が渴望してきた将来を予測できる安定的な公共事業計画を策定する土壌ができつつあるように思われます。

また、昨年における建設業にとっての最大の出来事は、品確法などいわゆる「扱い手3法」の改正であったと思います。将来にわたって公共工事の品質を確保するため、その扱い手である建設産業における人材を中・長期的に育成・確保していくことが重要であり、これを実現するために受注者が適正な利潤を確保できるよう適正な予定価格を設定することなどが発注者の責務として明記されたことは、画期的なことです。地域の建設業が、社会資本整備の扱い手として、また地域の守り手として、将来にわたって必要不可欠な存在であり、この役割を継続的に果たしていくためには、地域建設業の経営の安定化が何より重要であることが改めて確認されたものであり、全建は、都道府県建設業協会と一丸となって、全ての発注者にこの責務を全うするよう求めていく所存であります。

一方で、受注者の責務とされた技術者・技能者の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善についても、我々は全力を挙げて取り組まなければなりません。全建では、現在「将来の地域建設産業の扱い手確保育成のための行動指針」の策定準備を進めており、今後はこの行動指針を基本とした取組みを加速することとしています。

我が国の建設技術・技能は世界に誇るべきものです。また、昨年も、豪雪、豪雨による土砂崩れ、火山噴火、地震など数多くの自然災害が発生しましたが、そのたびに我々建設業は応急復旧活動等に懸命に対応し、昨年11月に放送されたNHKのニュース解説番組では「日本の建設業の災害対応力は世界一である」との評価をいただきました。本来、建設業はやりがいと誇りに溢れた産業です。平成27年は、建設業が長く厳しい時代を脱し、「若者が夢をもって将来を託せる産業として再生する」過程における飛躍の年となるよう、各都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方をはじめ、関係各位と一致団結して諸課題に取り組む所存でありますので、ご理解とご支援のほどを何卒よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

建設業協会

公共工事品質確保促進法に基づく 発注関係事務の運用に関する指針について

この度、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」が公表され、いよいよ
来年度よりこの運用指針に基づき発注事務の運用が開始されることとなります。
以下にその資料の一部を掲載しますので、ご参考ください。



運用指針の全体構成について

○ 運用指針の関係資料は、「①指針本文」「②解説資料」「③その他要領」により構成

| 資料 | 策定者 | 法令上の位置付け | 作成目的 | 内 容 |
|--------|------------------------|---|--|---|
| ①指針本文 | 国 〔関係省庁 申合せ〕 | 品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定) | ・発注者の支援 ・発注関係事務の実施状況について、定期的に調査 (結果はとりまとめ公表) | ・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用 |
| ②解説資料 | 関係省庁連絡会議事務局 (国土交通省) | 「①指針本文」に位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の適切な実施に努力 | ・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し) | ・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 ・取組事項について実務面での参考となる事項 |
| ③その他要領 | 各省庁 〔必要に応じて適宜策定〕 | 「①指針本文」に位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の適切な実施に努力 | ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し) | ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項 |

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

▶各発注者が発注関係事務を適かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ

▶国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができ
るよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等
を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を
前提とし、最新の積算基準を適用する。

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用する。

歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。



合同企業説明会、若手技術者等

建設業協会では、今年度、島根県の委託を受け、求人・求職のミスマッチを解消し、県内建設業への入職の促進を図ることを目的とした「企業説明会」事業と、若手技術者等の育成、定着、待遇の改善（賃上げ等）を目標として「資格取得支援講習会」を開催いたします。



松江会場

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成27年2月26日（木）12：00～18：00 平成27年2月27日（金）12：00～18：00 |
| 会 場 | 松江テルサ 4F大会議室（松江市朝日町478-18 Tel:0852-31-5550） |
| 出展ブース | ①「しまねの建設業」個別相談ブース～島根県内建設企業～ ②「その他求人等」個別相談ブース |

浜田会場

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成27年3月5日（木）12：00～18：00 平成27年3月6日（金）12：00～18：00 |
| 会 場 | 浜田建設会館 3F会議室（浜田市原井町908-28 Tel:0855-22-0755） |
| 出展ブース | ①「しまねの建設業」個別相談ブース～島根県内建設企業～ ②「その他求人等」個別相談ブース |

東京会場

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成27年3月13日（金）15：00～20：00 平成27年3月14日（土）10：00～16：00 |
| 会 場 | コンベンションホールAP浜松町「O(オー)ルーム」 (東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階 Tel:03-5405-6109) |
| 出展ブース | ①「しまねの暮らし」の相談ブース～(公財)ふるさと島根定住財団～ ②「しまねの建設業」個別相談ブース～島根県内建設企業～ |

資格取得支援講習会の開催について



対象試験

- 2級土木施工管理技術検定試験
- 2級建築施工管理技術検定試験
- 2級建設機械施工技術検定試験（第1種・2種のみ対象）

開催日

| | | |
|----------|------|----------------------|
| 2級土木施工管理 | 出雲会場 | 平成27年2月16日(月)～18日(水) |
| | 浜田会場 | 平成27年2月23日(月)～25日(水) |
| 2級建築施工管理 | 出雲会場 | 平成27年2月23日(月)～25日(水) |
| | 浜田会場 | 平成27年3月2日(月)～4日(水) |
| 2級建設機械施工 | 出雲会場 | 平成27年3月3日(火)～4日(水) |
| | 浜田会場 | 平成27年3月10日(火)～11日(水) |

場所

- 【出雲会場】出雲建設会館（出雲市塩治善行町2-2）
【浜田会場】浜田建設会館（浜田市原井町908-28）

受講対象者

平成27年3月31日現在で35歳未満の方

受講料・テキスト代

無料

【2級土木施工管理】（合計19時間45分）

| 1日目 | 9:00～ | 9:15～12:30 | 12:30～13:30 | 13:30～16:15 |
|-----|--|------------|--------------------|-------------------------|
| | ガイダンス | 土工・建設機械 | 昼休み | 品質管理 |
| 2日目 | 9:00～12:30 コンクリート・基礎工 | | 12:30～13:30 昼休み | 13:30～16:15 法規Ⅰ |
| 3日目 | 9:00～12:45 施工経験記述・施工計画 建設副産物等・工程管理 | | 12:45～13:45 昼休み | 13:45～17:00 安全管理・法規Ⅱ |

【2級建築施工管理】（合計19時間25分）

| 1日目 | 9:15～ | 9:30～12:00 | 12:00～13:00 | 13:00～14:00 | 14:10～16:45 |
|-----|----------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| | ガイダンス | 建築一般Ⅱ | 昼休み | 建築一般Ⅱ | 安全管理 |
| 2日目 | 9:00～12:00 | | 12:00～13:00 | 13:00～14:10 | 14:20～15:40 |
| | 建築一般Ⅰ | | 昼休み | 建築一般Ⅰ | 法規Ⅰ |
| 3日目 | 9:00～11:30 | | 11:30～12:30 | 12:30～14:00 | 14:10～16:50 |
| | 施工計画 施工経験記述 | | 昼休み | 品質管理 | 工程管理 |

【2級建設機械施工】（合計11時間20分）

| 1日目 | 9:15～ | 9:30～12:00 | 11:30～12:30 | 12:30～14:30 | 14:40～16:40 |
|-----|-------------------|------------|-------------|-------------------|-------------|
| | ガイダンス | 土木工学一般 | 昼休み | 関係法令 | 建設機械一般 |
| 2日目 | 9:30～11:30 | | 11:30～12:30 | 12:30～14:30 | 14:40～16:00 |
| | トラクタ系 建設機械（1種） | | 昼休み | ショベル系 建設機械（2種） | 演習（1種・2種） |

建災防島根県支部

出雲大社で安全祈願

建災防県支部（中筋豊通支部長）は1月15日、出雲大社を参拝し安全祈願を行った。島根労働局の中根宏昌労働基準部長、沖田健康安全課長はじめ、各分会の代表者ら16人が出席。拝殿で祈祷した後、本殿に参拝。中筋支部長と中根部長が玉串を奉納し、全員で拝礼。今年一年の無事故無災害を祈願した。

昨年県内で発生した建設業の労働災害は、死傷者数109人で、昨年度より11人減少し、死傷者数としては過去最少数値を達成することができました。死亡災害は4人で昨年と同数でした。残念ながら、当初の目標である死亡災害ゼロを達成することができませんでした。



今年こそ、気持ちを新たに会員および協会をはじめ関係者が一丸となり「死亡災害ゼロ」を目指し「建災防第7次災害防止5ヶ年計画」に沿った安全衛生管理の向上に努めましょう。

平成24～26年（1～12月）島根県内の建設業の労働災害発生状況

| 区分 | 24年 | | 25年 | | 26年 | |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 土木工事業 | (2) | 43 | (3) | 44 | (1) | 31 |
| 木造建築工事業 | 0 | 17 | 0 | 27 | (1) | 22 |
| その他建築業 | 0 | 40 | (1) | 38 | (1) | 33 |
| その他建設業 | 0 | 14 | 0 | 11 | (1) | 23 |
| 計 | (2) | 114 | (4) | 120 | (4) | 109 |

()は死亡災害

年度末労働災害防止強調月間（3／1～31）について

3月1日～31日は年度末労働災害防止強調月間となります。工期末での、工程の遵守・作業間の連絡調整を密にし、特に下記の事項についてお願ひいたします。

①リスクアセスメントの実施

- ★2月の安全衛生協議会で、3月度の危険性、対策を話し合う
- ★作業手順書を基に打ち合わせをしよう



②墜落・転落災害の防止

- ★土木工事でも安全帯の着用を励行しよう
- ★可搬式作業台を使用しよう



③重機災害の防止

- ★重機の近接作業では誘導者を選任しよう
- ★重機運転手はシートベルトを使用しよう

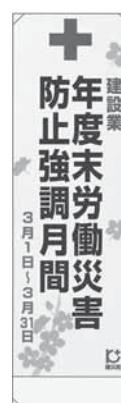
月間商品のご案内

ポスター ￥170 B2判 (73×52cm)

No.1 中村 アン



No.2 本田 みゆ

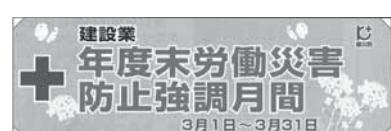


ワッペン

￥840
ビニール製
(7.5×6cm)
10枚1組

のぼり

￥1,570
ポリエステル製 (240×70cm)



横幕 ￥1,570
ポリエステル製
(70×220cm)

お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。

平成27年度

事業予定

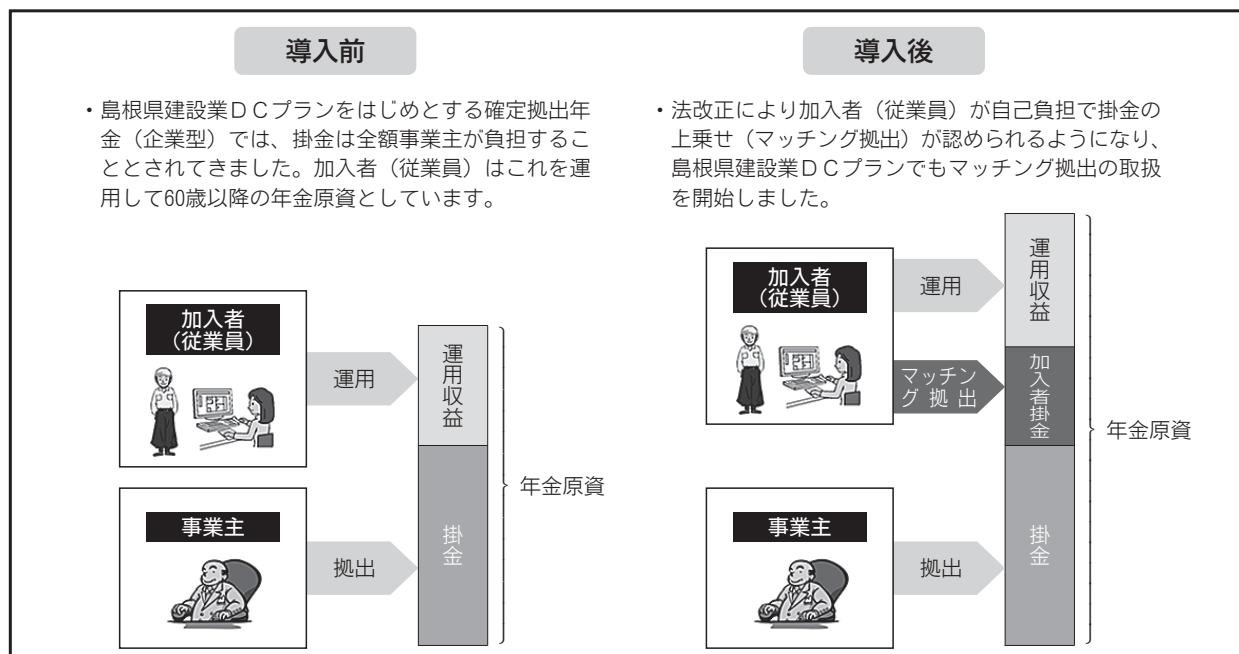
| | 島根県建設業協会 | 建災防 島根県支部 | 島根県 土木施工管理技士会 | 島根県農林 建設業協会連合会 |
|----|--|---|--|---|
| 4 | 10（金）事務局長会議 24（金）監査会 | 24（金）監査会 | 2（木）監理技術者講習 | 24（金）監査会 |
| 5 | 8（金）理事会 22（金）理事会 定時総会 協議員会 | 8（金）理事会 22（金） 平成27年度通常代議員会  | 1（金）監査会 役員会 21（木）役員会 平成27年度通常代議員会  | 22（金） 平成27年度通常総会 |
| 6 | | | | |
| 7 | 建設業経理検定試験受験 準備講習会 2級 | 7～8月 特別安全パトロール | | |
| 8 | 8～9月 国土交通省中国地方整備局との意見交換会 島根県土木部・総務部 営繕課との意見交換会 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 | | 中国土木施工管理技士会 連合会通常総会 | |
| 9 | | 10（木） 第52回全国建設業労働 災害防止大会（大阪府） | 現場見学会  | |
| 10 | 27（火） 中国ブロック地域懇談会 平成27年度建設業協会 中国ブロック協議会意見交換会（山口市） | 中・四国ブロック会議  | | |
| 11 | 10～11月 高校生の現場見学会 | | |  |
| 12 | 12～3月 土木・建築・労働委員会 | | | |
| 1 | | 安全祈願祭  | 支部長会議 |  |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | 理事会、研修会 |

→DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在8年が経過し、加入事業所が90社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉の一つである「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めました。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められているところです（制度導入済16社）。

(参考) 確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

| | | |
|-----|-------|--|
| 拠出時 | 事業主掛金 | 全額損金算入、かつ給与所得とみなされない |
| | 加入者掛金 | 全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用） |
| 運用時 | | 運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中） |
| 給付時 | | 給付の種類によって課税 ■老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税 |

建退共島根県支部



ご質問にお答えします



退職金は自己都合退職と解雇などでは、金額は異なるのでしょうか。



退職金額を算定する場合は、自己都合退職、解雇などには関係なく納付された証紙貼付

枚数の実績に応じて算定されます。



退職金額の試算はできますか。



建退共ホームページの退職金試算の「計算フォーム」画面で、掛金日額ごとの共済証紙

の枚数を入力することでおおよその退職金額が試算できます。なお、中退共、清退共、林退共からの掛金の引継がある場合も「移動通算を含む退職金試算」画面から試算できます。

建退共HP : <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

共済契約者の皆様へのお願い

「共済証紙受払簿」「共済手帳受払簿」は常時整備・保管をし、把握するようにして下さい。

(経営事項審査時にご希望される「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」には添付していただく書類です)

| 様式第030号 前期(前頁) 繰越証紙が有れば記入 | | | | | | | | | | 「共済証紙受払簿」の記入例 | | | | | | | |
|---------------------------|---------|--------------------|------|---------------------------------------|-------------|------------|-------|--------|-----|---------------|-----|-----|--------|----------------------------|-----|--------|--|
| 共済契約者名 ○○○○建設株式会社 | | ①決算日 平成 24年 3月 31日 | | ②決算期間 決算 平成 23年 4月 1日 ~ 平成 24年 3月 31日 | | ③受入・払出手帳番号 | | ④受入元請名 | | ⑤払出手帳番号 | | ⑥残高 | | ⑦払出手帳の貼付の内訳 | | ⑧更新年月日 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年月日 | 購入 | 元請から受給 | 計(A) | 貼付 | 下請へ交付 | 計(B) | 年月日 | 受入人 | 払出手 | 下請名 | 日分 | 日分 | 高 | 払出手帳の貼付の内訳 | 年月日 | 備考 | |
| 前期(前頁)繰越 23年4月30日 | 140 | 元請名 | 0 | 140 | 下請名 | 140 | | | | | 0 | 人7 | 23年4月分 | 貼付人員就労月 | | | |
| 23年5月29日 | 430 | 元請名 ○○組 | 570 | 120 | 下請名(株) 大門建設 | 310 | | | | | 0 | 人6 | 23年5月分 | 現場を移動するため、本人に手帳を渡した。 | | | |
| 23年6月8日 | 350 | 元請名 | 920 | | 下請名 | 570 | | | | | 350 | 人4 | 23年6月分 | 所在不明となったため、建退共に2名の手帳を返納した。 | | | |
| 23年6月30日 | 920 | 元請名 | 80 | | 下請名 △△建設 | 730 | | | | | 190 | 人4 | 23年6月分 | | | | |
| 23年7月31日 | 920 | 元請名 | 80 | | 下請名 △△建設 | 920 | | | | | 0 | 人4 | 23年7月分 | | | | |
| 23年8月31日 | 60 | 元請名 ○OJV | 980 | 60 | 下請名 | 980 | | | | | 0 | 人3 | 23年8月分 | | | | |
| 23年9月30日 | 1,040 | 元請名 | 60 | | 下請名 | 1,040 | | | | | 0 | 人3 | 23年9月分 | 被共済者が退職し退職金を請求した。 | | | |
| 年月日 | 元請名 | 日分 | 日分 | 下請名 | 日分 | 日分 | 年月日 | | | | | 人 | 年月分 | | | | |
| 年月日 | 元請名 | 日分 | 日分 | 下請名 | 日分 | 日分 | 年月日 | | | | | 人 | 年月分 | | | | |
| 年月日 | 元請名 | 日分 | 日分 | 下請名 | 日分 | 日分 | 年月日 | | | | | 人 | 年月分 | | | | |
| 24年2月26日 | 1,280 | 元請名 | 60 | 下請名 | 1,280 | 日分 | 24年2月 | | | | 0 | 人3 | 24年2月分 | 24年2月1日(1冊) | | | |
| 24年3月31日 | 1,340 | 元請名 | 60 | 下請名 | 1,340 | 日分 | 24年3月 | | | | 0 | 人3 | 24年3月分 | 24年3月1日(2冊) | | | |
| 決算期間内の合計 | 850 | 490 | | | 500 | | | | | | | 人3 | 建退共確認印 | ④決算期間内の手帳更新数 | | | |
| | 263,500 | 151,900 | | | 155,000 | | | | | | | 人3 | | 冊3 | | | |

「共済手帳受払簿」の記入例

様式第029号

前期末より転記

共済手帳受払簿

(2) 手帳(3冊目)が満了し、更新手続きをした結果、新しく発行された4冊目の手帳の交付年月日及び本人の受領印

共済契約者番号

63 - 76543

| | |
|------|------------------|
| 住 所 | 東京都豊島区東池袋1-24-1 |
| 名 称 | ○○建設株式会社 |
| 電話番号 | (03) 1234 - 6789 |

被共済者が、退職し現場を移動するため、本人に手帳を渡した年月日及び本人の受領印

| | 被共済者氏名 | 被共済者手帳番号 | 冊目 | 手帳交付年月日 | 処理 | |
|---|--------|-----------|----|---------|----|---------|
| A | 建築一郎 | 487654388 | 3 | 23・1・15 | 更新 | 24・2・1 |
| B | 道路二郎 | 487654365 | 4 | 23・3・2 | 本人 | 23・5・29 |
| C | 土工三郎 | 487654376 | 7 | 23・3・2 | 請求 | 23・8・31 |
| D | 建設四郎 | 487654321 | 5 | 23・4・1 | 返納 | 23・6・1 |
| E | 埋立五郎 | 487654399 | 2 | 23・4・1 | 更新 | 24・3・1 |
| F | 設備花子 | 487654395 | 1 | 23・4・1 | 更新 | 24・3・1 |
| G | 舗装六郎 | 487654400 | 1 | 23・4・1 | 返納 | 23・6・1 |
| A | 建築一郎 | 487654388 | 4 | 24・2・1 | | |
| E | 埋立五郎 | 487654399 | 3 | 24・3・1 | | |
| F | 設備花子 | 487654395 | 2 | 24・3・1 | | |

(3) 更新手続きをした場合には空欄に転記する

① 手帳に記入してある交付年月日

被共済者が、退職し退職金請求した年月日及び本人の受領印

被共済者が、退職し所在不明となつたため、手帳を建退共に返納した年月日

4月に雇用した被共済者が退職し所在不明となつたため、手帳を建退共に返納した年月日

A E F

は、決算期間中1回更新をおこなった場合です。

A E F 決算日現在の被共済者は、更新処理をした3人となります。

決算日現在の被共済者数

3人

(注) (1) 「処理」の左側の欄は、

- ①更新した場合には「更新」、
- ②被共済者が退職し、本人に手帳を交付した場合は「本人」、
- ③被共済者が退職し、退職金請求書に添付した場合には「請求」、
- ④被共済者が退職し、所在不明のため建退共に返納した場合には「返納」、

を▼ボタンをクリックして選んでその処理年月日を記入してください。

(2) 既に共済手帳を所持している者を新たに雇用した時は、雇用した年月日を手帳交付年月日に記入してください。

保険料が(安い) 補償が(厚い)
支払いが(速い)

法定外労災補償制度

建設共済保険

更にリフレッシュして充実した制度になりました



完成工事高契約会員加入状況 平成27年1月31日現在

| 地区 | 加入企業 (会員) | 会 員 加入率(%) | 地区 | 加入企業 (会員) | 会 員 加入率(%) |
|----|--------------|---------------|----|--------------|---------------|
| 松江 | 54 | 80.6 | 邑智 | 24 | 57.1 |
| 安来 | 19 | 100.0 | 浜田 | 20 | 34.5 |
| 雲南 | 45 | 90.0 | 益田 | 4 | 14.8 |
| 仁多 | 14 | 93.3 | 鹿足 | 9 | 47.4 |
| 出雲 | 55 | 65.5 | 隠岐 | 22 | 62.9 |
| 大田 | 12 | 35.3 | 合計 | 278 | 61.8 |

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業 被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関 (一社)島根県建設業協会 〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17 TEL.0852-21-9004 FAX.0852-31-2166

詳しい情報、保険料試算などの
お問い合わせは

| Tel. 03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>